

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2020-156524(P2020-156524A)

【公開日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2020-040

【出願番号】特願2020-116435(P2020-116435)

【国際特許分類】

A 2 3 L 33/175 (2016.01)

A 2 3 L 2/52 (2006.01)

【F I】

A 2 3 L 33/175

A 2 3 L 2/52

A 2 3 L 2/00 F

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月3日(2021.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊離又は塩の形態のヒスチジンを含有し、当該ヒスチジンの摂取量が0.3～23g/日である、精神的活力向上用食品であって、

前記精神的活力向上が、気分の向上、意欲の向上、持続的注意の向上、覚醒の向上及び情報処理速度の向上から選ばれる少なくとも一つである、食品（但し、

遊離又は塩の形態のプロリン、グリシン、アラニン、リジン及びトリプトファンを含有する組成物、

マリアアザミ、大豆、ベニバナ、レッドクローバー、タンポポ根、ニンニク及びビロードアオイからなる群より選ばれる1種又は2種以上の乾燥粉末及び/又は抽出物と、サイリウム、昆布及びリンゴペクチンからなる群より選ばれる1種又は2種以上の乾燥物及び/又は粉碎物及び/又はその加工品とを含む組成物、並びに、

アセロラ、ローズヒップ、アルファルファ、ガーリック、スギナ、タマネギ及びその外皮、高麗ニンジン、トウガラシ並びにサンザシからなる群より選ばれる1種又は2種以上の乾燥物及び/又は粉碎物と、ビタミンB1、ビタミンB2、ナイアシン、ビタミンB6、ビタミンB12、葉酸、パントテン酸カルシウム、ビタミンA、ビタミンD及びビタミンEからなる群より選ばれる1種又は2種以上の機能性成分とを含む組成物を除く)。

【請求項2】

ヒスチジン以外の遊離又は塩の形態のアミノ酸の含有量が、1食摂取量として50mg以下である、請求項1に記載の食品。

【請求項3】

食品の形態が液状である、請求項1または2に記載の食品。

【請求項4】

飲料である、請求項1または2に記載の食品。

【請求項5】

菓子である、請求項1または2に記載の食品。